7

法第四十二条の七第一項第五号に規定する情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるものは、次に掲げるもの（法人税法施行令第百三十三条又は第百三十三条の二の規定の適用を受けるものを除く。）とする。

一　基本システム（次に掲げるものをいう。）

イ　サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウエア（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいい、複写して販売するための原本及び新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供されるものを除く。以下この項において同じ。）の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウエアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）

ロ　サーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にイに掲げるサーバー用のオペレーティングシステム（以下この号において「サーバー用のオペレーティングシステム」という。）が書き込まれたものに限るものとし、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含む。）

ハ　サーバー用の仮想化ソフトウエア（サーバー用のオペレーティングシステムによるサーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限る。以下この号において同じ。）に対する指令を制御し、二以上のサーバー用のオペレーティングシステムによつて一のサーバー用の電子計算機に対する指令を同時に行うことを可能とする機能を有するソフトウエアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）

二　データベース管理ソフトウエア（データベース（数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成するものをいう。以下この号において同じ。）の生成、操作、制御及び管理をする機能を有するソフトウエアであつて、他のソフトウエアに対して当該機能を提供するもののうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）又は当該データベース管理ソフトウエア及び当該データベース管理ソフトウエアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウエア

三　連携ソフトウエア（情報処理システム（情報処理の促進に関する法律第二十条第一項第五号に規定する情報処理システムをいう。以下この号において同じ。）から指令を受けて、当該情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウエアで、次に掲げる機能を有するもののうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）

イ　日本工業規格（工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下この号において同じ。）X〇〇二七に定めるメッセージの形式に基づき日本工業規格X四一五九に適合する言語を使用して記述された指令を受け、これを日本工業規格X五七三一―八に基づき認証する機能

ロ　イの指令を受けた旨を記録する機能

ハ　指令を行うべき情報処理システムを特定する機能

ニ　その特定した情報処理システムに対する指令を行うに当たり、当該情報処理システムが実行することができる内容及び形式に指令の付加及び変換を行い、最適な経路を選択する機能

四　不正アクセス防御ソフトウエア（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された次に掲げる通信プロトコルの区分に応じそれぞれ次に定める機能（以下この号において「不正アクセス防御機能」という。）を有するソフトウエアのうち、インターネットに対応するものをいう。）又は不正アクセス防御装置（不正アクセス防御機能を有するもののうち、インターネットに対応するものをいう。）のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたもの（前三号に掲げる減価償却資産のいずれかと同時に設置するものに限る。）

イ　通信路を設定するための通信プロトコル　ファイアウォール機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能をいう。）

ロ　通信方法を定めるための通信プロトコル　システム侵入検知機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、又は通過させる機能をいう。）

ハ　アプリケーションサービスを提供するための通信プロトコル　アプリケーション侵入検知機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能をいう。）

第二十条の五の二を削る。

第二十条の六の見出しを「（公害防止用設備の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第四項に」及び「第四項第二号に」を「第三項に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「更新設備（指定公害防止用設備でその事業の用に供されるものに代えて当該事業の用に供される指定公害防止用設備をいう。以下この項において同じ。）が原因物質の量、濃度及び汚染状態の指標に関し大気汚染防止法又は水質汚濁防止法の規定に基づき定められた規制基準（第三号において「大気汚染防止法等の規制基準」という。）の適用を受ける施設に係る次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　更新設備から排出されるガス又は水中のダイオキシン類対策特別措置法第二条第一項に規定するダイオキシン類の濃度が同法の規定に基づき定められた規制基準に適合していること。

二　更新設備の原因物質の量、濃度及び汚染状態の指標に関する処理前の数値を処理後の数値で除して計算した割合（以下この号において「処理能力」という。）が当該事業の用に供しなくなつた指定公害防止用設備の処理能力を超えるものであること。

三　更新設備の原因物質の量、濃度及び汚染状態の指標に関する処理後の数値を大気汚染防止法等の規制基準に係る数値で除して計算した割合が百分の六十以下であること。

第二十条の六第四項を同条第三項とし、同条第五項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げるいずれかの書類の写し（ダイオキシン類対策特別措置法第三十五条第一項の表の第一号、第二号若しくは第四号の上欄に規定する特定施設又は瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する特定施設にあつては、ダイオキシン類対策特別措置法第三十五条第一項に規定する法律又は瀬戸内海環境保全特別措置法の次のイからニまでに規定する規定の相当規定に基づく書類及びこれらの法律の当該相当規定により届出をしたこと又は許可若しくは認可をされたことが明らかとなる書類の写し）及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則第八条に規定する報告書の写し

イ　ダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項の規定により届出をした書類及び同条第二項の規定による添付書類並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則第五条に規定する受理書

ロ　ダイオキシン類対策特別措置法第十三条第一項の規定により届出をした書類及び同条第三項において準用する同法第十二条第二項の規定による添付書類並びに当該届出をしたことが明らかとなる書類

ハ　ダイオキシン類対策特別措置法第十三条第二項の規定により届出をした書類及び同条第三項において準用する同法第十二条第二項の規定による添付書類並びに当該届出をしたことが明らかとなる書類

ニ　ダイオキシン類対策特別措置法第十四条第一項の規定により届出をした書類及び同条第二項において準用する同法第十二条第二項の規定による添付書類並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則第五条に規定する受理書

二　前項第二号及び第三号に掲げる要件を満たすものとして経済産業大臣の定めるところにより経済産業大臣が証明した書類

第二十条の六第五項を同条第四項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「第四項第二号ロ及びハ」を「第三項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第四項第二号ロ及びハ」を「第三項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十条の八中「第二十八条の四第二項」を「第二十八条の四第三項」に改める。

第二十条の十五中「第二十八条の八の二第二項」を「第二十八条の八第二項」に、「第四十四条の七第一項」を「第四十四条の五第一項」に改める。

第二十条の十六の見出しを「（特定地域における工業用機械等の特別償却）」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第二十八条の九第五項第二号ハに規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる業務（過疎地域自立促進特別措置法第三十条に規定する方法により行うものに限る。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業とする。

一　商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

二　新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務